

第7章 計画の推進にあたっての留意事項

1 人権への配慮

がんの予防、治療及び予後と患者の人権の尊重の両立を基本とする観点から、全ての県民は、患者の個人の意思や人権に配慮し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適正な医療を受けられるような環境の整備に努めるものとします。

また、県、市町村及び医療従事者はがんに対する無理解による様々な困難をがん患者やその家族が受けることがないように、がんに関する正しい知識の普及に努めるものとします。

2 計画の推進にあたっての連携体制

計画の推進にあたって、県は国との連絡調整や情報収集を積極的に行うとともに、市町村と連携し、がん対策に資する情報の発信、施策の展開を推進するものとします。

また、県は愛知県がんセンター中央病院が開催する愛知県がん診療連携協議会を通じ、がん診療連携拠点病院と連携し、拠点病院を中心とした地域のがん医療について議論をするものとし、がん医療の均てん化に向けた連携を図るものとします。

3 目標の達成状況の把握と計画の評価

平成20年度から始まる愛知県がん対策推進計画の達成状況については、生活習慣病対策協議会及びがん対策部会に適宜報告し、評価をするものとします。

4 計画の見直し

がん対策基本法第11条第4項においては、「都道府県は当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない」とされています。

愛知県がん対策推進計画は、本県のがん対策の基本的方向について定めたもので、今後は、愛知県がん対策推進計画に定めた取組みを進めて行くこととなりますが、目標の達成状況の把握や効果を評価し、がん対策基本法に定める愛知県がん対策推進計画の変更を行うこととします。